

食事補助の廃止及びサポート手当（仮称）の創設について

平成28年12月9日

株NTT東日本-南関東

1. 基本的な考え方

福利厚生制度については、長期勤続を前提とする就労形態において、社会基盤、公的扶助を補完する位置づけとして多様な仕組みを整備してきたところであり、社員が自らのライフスタイルやライフプランに合わせて福利厚生メニューを選択することにより、一層の受益感が得られるとの観点から、カフェテリアプランを導入してきたところである。

しかしながら、少子高齢化等による社会環境の変化や各種民間サービスの充実、社員ニーズの多様化等により、現行の福利厚生メニューが必ずしも魅力のあるものになっていないことから、メニュー構成自体を見直す時期に来ているものと認識している。

以上を踏まえ、福利厚生メニューの見直しの検討を進めることとする。

2. 食事補助の廃止及びサポート手当（仮称）の創設

食事補助制度については、低廉な食事提供、勤務能率の向上を目的に導入してきたところであるが、社員の喫食ニーズの多様化等により未申請・未利用が相当割合生じていること等を勘案し、社員等の食事補助を廃止することとし、あわせて食事補助相当を意識した新たな手当として、仕事と生活の両面からサポートすることを目的にサポート手当（仮称）を創設する。

(1) 具体的内容

60歳超え契約社員（シニアプロスタッフ、シニアエキスパート、アクティブスタッフ、プロフェッショナルコンサルタントⅡ、時給制フルタイム勤務者）について、仕事と生活の両面からサポートすることを目的にサポート手当（仮称）を創設する。

なお、手当額については、食事補助相当を意識し、3,500円とする。

また、具体的な支給方法等については、別途明らかにする。

(2) 実施時期

平成29年4月1日とする。

3. 今後の中長期的取り組みについて

前1項のとおり、社会環境の変化や社員ニーズの多様化等を踏まえ、福利厚生メニューの見直しを含め検討していく。